

## 「政治資金規正法」不要論

## 懲りない日本の国会議員たち

## 改正より廃止であるべき

ジャーナリスト

三木寛郎

## 改正案で喧々囂々の愚かさ

発端は2022年11月に自民党5派閥が、政治資金パーティーをめぐる政治資金収支報告書への過少または不記載をし、各派閥の所属議員が販売ノルマを超過して集めた分の収入を『裏金』としてキックバックすることを組織的に続けてきたことがスクープされ、さらに2023年11月に読売新聞やNHKなどが報じたことで裏金問題として表面化したことである。

蜂の巣をつついたような騒ぎとなり、自民党所属の8つの派閥・グループ（全ての国会議員、選挙区支部長）を対象に実施したアンケートを実施。その結果、82人の国会議員と3人の選挙区支部長に政治資金収支報告書への記載漏れや誤記載があったことが判明し、その額は、2018〜2022年の5年間で総

額5億7949万円にも上った。東京地検特捜部は国会議員3人、会計責任者ら7人の計10人を立件した。

これを受けて、野党は「政治資金規正法」の企業・団体献金の禁止など3点の修正を求めていたが、5月29日午前の衆院政治改革特別委員会の理事懇談会で自民党が提示した修正案では、政策活動費や企業・団体献金の廃止には触れられておらず、公明党や野党の案の一部を盛り込んだ内容となり、抜本改革を求める野党は「ゼロ回答」だとこれを批判した。

ところで、この「政治資金規正法」とはいかなるものなのだろうか。源流は連合国軍総司令部（GHQ）占領下の1948年に議員立法によって成立した法律である。政党や政治家（公職の候補者）が政治活動をするための資金である「政治資金」は、企業、団体、個人からの寄付や、税金を財源とする政党交付金、

パーティーなどの収入が主な原資となり、政治団体は前年どのようにして政治資金を集め、どのように使ったかなどを記した「政治資金収支報告書」を、総務相または都道府県選挙管理委員会に提出することが義務付けられている。つまり、政治資金の流れを国民に公開し、国民の不断の監視と批判を仰ぐことを通じて、

政治活動の公正と公明を確保し、民主政治が健全に発達することを目的としており、そのために法律の名称も「規制」ではなくして「規正」とされているのだ。

ロッキード事件、リクルート事件など「政治とカネ」の問題が浮上するたびに規制の強化が図られ、これまでに12回の改正が行われた。例えば、20万円以下のパーティー券購入者に関しては記載義務がなかったり、企業・団体献金を受けた政党から政治家個人の政治団体へさ

らに寄付が行われたり、資金の流れがつかみにくい面も多く、しばしば「ザル法」と揶揄されるのも事実である。

## 廉潔心あり

## 金錢に惑わさるもの

そもそも政治家たる者はいかにあるべきか。

明治時代の政治評論家、大野清太郎が著した「国会議員撰定鏡」では、議員に必要な資質として8つの要素を挙げ、どのような人物が国会議員に相応しいのか、その資質について有権者に向けて解説している。

その6番目に登場するのが「廉潔心あり金錢に惑わさるもの」である。

本文では、「いかに学識あり、経験あり、弁論に長じたりとて、廉潔心あらざれば、あるいは金錢のため

し、あるいは滑稽なる行政官の籠絡手段に陥られ」とあり、清廉潔白でない人物が国会議員になると、結局は「お金」に惑わされて余計なことになるといふ訳である。

この本が書かれたのは1890年で、日本で初めて衆議院議員総選挙が行われた年である。そこから現在に至るまで、お金にまつわる汚職が後を絶たないことを考えると、大野清太郎という人物が優れた先見の明を持っていたのか、はたまた日本の国会議員は「清廉潔白がなく金銭に惑わされる」人々なのか、大いに考えさせられる。

そもそも国会議員を目指そうという候補者たちの思いの背景にあるのは何であるのか。

ドイツの社会学者で、政治学者でもあるマックス・ヴェーバーは、「職業としての政治」という本の中で、政治家の資質として「情熱、責任感、判断力」の3つを挙げている。

選挙運動の際には候補者たちは土下座せんばかりに「お願い」を繰り返し、世のため人のために汗を流すと言う。ところが、当選しようものなら忽ち「先生」に変身してしまう。

政治家の資質であるところの「情熱、責任感、判断力」はどこかに置き忘れられ、政治資金の調達に邁進し、「裏金」としてキックバックされる政治資金パーティーの営業活動に奔走するのである。

昭和51年に松下幸之助が著した『私の夢・日本の夢 21世紀の日本』という著書には、21世紀初頭の日本はこうあるべきだ、こうあってほしいとの願いが込められている。

そこに挙げられた「松下幸之助の政治観」の4番目にはこう書かれている。

「国民はみずからの程度に応じた政治しかもちえない」

議会の姿を見て誰に投票すべきかを判断し、良識ある国会議員を送り出すのは、民主主義のもとでは結局は国民であり、言わば国会議員たちの姿は鏡に映った有権者自身の姿であるのだ。

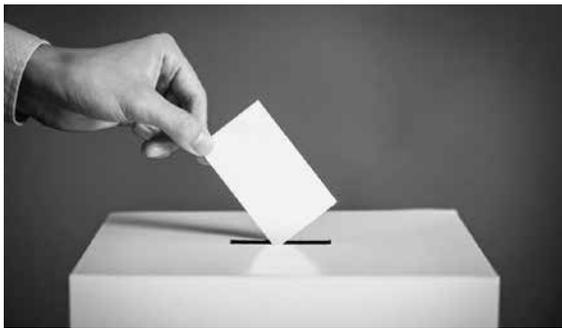
代議士としての「生きざま」を

さて2024年の国会において、「政治資金規正法」がいかに改正されたのかは別として、国会議員たちんとする候補者は、まず政治家として

ての矜持を持ち、「清廉潔白あり金銭に惑わざるもの」でなければならぬ。

そう考えると、「政治資金規正法」なるものが存在していること自体、あるいは存在しなければならぬ状況そのものが、本来あってはならない姿と捉えることはできないだろうか。

その思想や政治姿勢はさておき、個々の政治家たちが自分自身を律する資質を持ち、そして形はそれぞれに違ったとしても、ひたすらに国民



議員としての「生きざま」を選ぶ

のことを思い、そのために働くこととする姿勢である限り、パーティーによる資金集めやキックバックによる裏金づくり、あるいは違法な献金による税金逃れなどという、姑息な資金作りや私欲を満たすための「金集め」などをしていいる暇などないはずなのだ。

選挙運動中に「お願い」とともに宣言した「粉骨砕身」こそが、議員としての務めであり、「生きざま」ではないだろうか。

そう考えると、身を挺して国民のために働く覚悟が持てない筆者は、とても国会議員になどなる気にはなれない。

松下幸之助は、党利党略にとらわれ、いたずらに空転を重ねる国会の姿に憤りを感じながら、21世紀の日本においては、政治の基本理念が確立し、政治家と国民の政治的良識がさらに高まり、国民全体が活き活きと活動している、そのような姿を頭に描き、その実現を、文字どおり祈るような思いで願っていたそうである。

「政治資金規正法」の要らない政治は、日本で実現できるのだろうか。